

高知工業高等専門学校学生のバイク等による通学に関する準則

制 定 昭和46年 4月 1日

(安全運転の義務)

**第1条** 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生が、バイク等を運転して通学しようとする場合は、この準則に従うとともに、交通法規を守り、常に安全運転に心がけなければならない。

(許可願)

**第2条** 本校学生が、バイク等による通学をしようとする場合は、所定の様式による許可願を、学級担任を経て学生主事に提出し、許可を受けなければならない。

(許可期間)

**第3条** 前条により許可する期間は、当該年度内とする。

(継続許可)

**第4条** 前条の期限を超えて、バイク等により通学を継続しようとする者は、改めてその許可を受けなければならない。

(車種規制)

**第5条** 通学に使用できるバイク等の排気量は125c.c.までとする。

(許可条件)

**第6条** 前条の車種による通学を許可する条件は次のとおりとする。

- (1) 所定の登録済の車であること。
- (2) 本人若しくは家族名義の車であること。
- (3) 車は故障や改造がなく完全に整備されていること。
- (4) 自動車損害賠償責任保険及び自家用自動車保険（任意保険）に加入していること。
- (5) 学校が指定した、「安全運転実技講習」をバイク等による通学を開始する年度始めに受講すること。
- (6) バイク等による通学をすることについて保護者の承認のあること。
- (7) 運転記録証明書を学校を通じて申請し、発行を受けること。
- (8) 下記事項に該当するものは原則として許可しない。
  - (ア) 過去において重大な事故を起した者
  - (イ) 乗車禁止処分期間中の者
  - (ウ) 乗車不相当と判断された者
  - (エ) 通学距離の上から不相当と判断された者

(遵守事項)

**第7条** 本校学生が、許可を受けてバイク等による通学をする場合は、交通法規を遵守することはもちろん、次の事項を守らなければならない。

- (1) ヘルメットを着用して運転すること。
- (2) バイク等を貸し借りしないこと。
- (3) バイク等に2人乗りをしないこと。
- (4) バイク等を不正に改造しないこと。

- (5) 校内にあっては、学校が指定した場所に駐車し施錠すること。
- (6) 校内では、学校が指定した区域以外を走行しないこと。
- (7) 校門を出るときは、一時停止し、左右の安全を確認のうえ進行すること。
- (8) 校門を入るときは、通行区分に従うとともに、徐行すること。
- (9) 校内は徐行し、騒音を少なくするように努めること。
- (10) 交通事故を起した場合は、交通法規に従い適切な処置をとるとともに、学校及び家庭に速やかに連絡すること。
- (11) その他学校が指示すること。

**第8条** 削除

(許可の取消)

**第9条** バイク等による通学の許可を受けた者が、悪質の事故若しくは交通違反をおかしたとき、又は第7条の遵守事項に従わないときは、バイク等による通学の許可を取消することがある。

(ステッカーの貼付)

**第10条** バイク等による通学の許可を受けた者は、本校所定のステッカーを後輪覆上に貼付しなければならない。

(変更許可)

**第11条** バイク等による通学に使用する車種を変更するときは、改めて許可を受けなければならない。

(取消)

**第12条** バイク等による通学をやめたときは、速やかに学生主事まで届け出なければならない。

**附 則**

この準則は、昭和61年10月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成20年4月1日から施行する。